

令和 4 年試験

論文式試験問題

監 査 論

注 意 事 項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等、これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで、配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には、応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等、適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合、直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全 4 頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全 4 頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む。)の判読が困難な場合、採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後、目視で受験番号及び氏名を確認し、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後、各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後、直ちに筆記用具を置き、答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
 - ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
 - ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。
- なお、試験官に回収されない場合、いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後、持ち帰ることができます。
- なお、中途退室する場合には、持ち出しは認めません。必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

令和4年論文式監査論

(監査論)

(満点 100点)

{ 第2問とあわせ }
{ 時間 2時間 }

第1問 (50点)

監査基準において、監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における^(A)重要な虚偽表示リスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、^(B)監査上の重要性を勘案して^(C)監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することが求められている。これに関連して、次の問題1～問題3に答えなさい。

問題1 下線部(A)について、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 監査人は、財務諸表全体レベル及びアサーション・レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている。財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている理由を説明しなさい。

問2 近年、アサーション・レベルにおいて、重要な虚偽表示リスクを構成する固有リスクと統制リスクを分けて評価することが求められ、特に固有リスクの評価が重視されるようになった。このように固有リスクの評価が重視されるようになった理由を説明しなさい。

問題2 下線部(B)について、次の問1及び問2に答えなさい。

問1 監査人は、監査計画の策定時に、重要性の基準値を決定することが求められている。重要性の基準値の一般的な決定方法を答えなさい。

問2 重要性の基準値は、画一的に設定されているわけではなく、個々の監査人の判断によって決定される。その理由を説明しなさい。

令和4年論文式監査論

問題 3 下線部(C)について、次の 問 1 及び 問 2 に答えなさい。

問 1 監査人は、リスク評価手続において統制リスクを評価する際に、経営者へ質問しなければならない。その理由を説明しなさい。

問 2 監査人は、運用評価手続を立案し実施しなければならないことがある。それはどのような場合かを一つ挙げて答えなさい。また、その理由を、監査リスク・モデルの観点から説明しなさい。

(問題の区別・思考プロセス)

① 〰 の理由説明はテキストの記述(暗記したもの)を思い出して考えながら記述する必要がある(法令基準集にない)。

② —— のルールはテキストにももちろん記述はあがが、法令基準集の要求事項に答えがある。

③ 〰 の一般的な取扱いはお稽の参考として法令基準集の適用指針に答えがあるかもしれない。

令和4年論文式監査論

(監査論)

(満点 100点)

{ 第1問とあわせ }
{ 時間 2時間 }

第2問 (50点)

不正による財務諸表の訂正に対する監査人の対応について、次の **問題1** 及び **問題2** に答えなさい。

問題1 P社(上場会社、製造業)の金融商品取引法に基づく監査を担当する監査人Xは、P社の第21期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の第1四半期連結財務諸表に対する四半期レビュー手続を実施し、四半期レビュー報告書における結論として、どの類型が適切かを検討している。ここで【状況1】を踏まえて、監査人Xの監査及び四半期レビューにおける証拠の入手状況を二つ仮定し、それぞれに基づいて監査人Xが選択し得る四半期レビューの結論の類型及びその根拠を説明しなさい。 → 現場対応問題

【状況1】

監査人Xは、P社の第21期の第1四半期レビューの最中に、次のような情報を入手した。なお、監査人Xは、P社の監査を第17期(2017年4月1日から2018年3月31日まで)より継続して担当している。

P社に関する情報

- ・海外連結子会社であるS社のCEOが2020年度、すなわちP社の第20期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)に不正行為を行った疑いがあるとして、P社のもとで第三者委員会が設置された。
- ・疑われた不正行為の内容は、S社のCEOがS社においてペーパー・カンパニーに対し架空発注を行い、そのペーパー・カンパニーを通じて、自らに資金還流させ、不正に利得を得ていたというものであり、その金額はP社グループにとって重要性がある。
- ・S社は、マーケットの拡大のため、2019年に工場を増設して稼働を開始しており、業績は当初の事業計画より多少下振れしていたものの、堅調に推移している。
- ・P社によれば、当該不正は、S社のCEOの独断専行により行われた行為であり、S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点において類似の行為は起き得ないとのことである。
- ・第1四半期報告書の提出期限までに第三者委員会の調査は完了しておらず、過年度有価証券報告書等の訂正はできないことから、以下の内容を記載した上で、第21期第1四半期連結財務諸表を作成し、当該期の第1四半期報告書を提出する見込みである。
 - ① 調査未了により今後の調査次第で当該四半期連結財務諸表の訂正の可能性がある旨
 - ② 過年度有価証券報告書等については調査完了後に訂正報告書を提出する見込みである旨

令和4年論文式監査論

上記の情報を入手した監査人Xは、P社の経営者に当該不正に関して説明を求めるとともに、S社の監査人に、当該状況について伝達の上、追加の作業を依頼し、S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点における類似の行為の有無に関する追加の監査手続を実施している。

問題 2 監査人Xは、四半期レビュー報告書を付したP社の第21期第1四半期報告書の提出後、【状況2】を把握した(P社に関する追加の情報の入手)。このとき、次の **問 1** ~ **問 3** に答えなさい。

【状況2】

P社に関する情報

P社の第三者委員会の調査が完了した。調査結果は、以下のとおりである。

- ・ S社のCEOによる不正行為は、2020年度の下半期に行われており、その期間のS社の財務諸表は、P社の第20期の第3四半期から期末の連結財務諸表に含まれていた。
- ・ 不正行為の背景に、P社からの業績達成のプレッシャーがあり、S社のCEOは業績達成の見返りを得ることを正当化するとともに、それが許される立場にあった。
- ・ S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点において類似の行為は発見されなかった。

以上の調査結果を受けて、P社は第20期の第3四半期報告書及び有価証券報告書並びに第21期の第1四半期報告書に含まれる連結財務諸表をそれぞれ訂正することとした。

問 1 監査人Xは、P社の求めに応じ、P社の訂正後の連結財務諸表の監査業務を新たに受嘱することを検討している。この場合における監査人Xの**とるべき対応**を説明しなさい。

ルール

問 2 監査人Xは、訂正後の連結財務諸表の監査業務を受嘱した。訂正後の連結財務諸表の監査を実施するに当たり、P社の第三者委員会の調査結果を利用する場合における監査人Xの**とるべき対応**を説明しなさい。

ルール

問 3 監査人Xが提出予定の、訂正後の連結財務諸表に対する**監査報告書に特有の記載事項**を、その記載区分とともに具体的に説明しなさい。

ルール

- ☐ **問題1** は現物証拠型の問題でテキストの知識をフル活用
- ☐ **問題2** はいかにルールであるから法令基準集の要求事項に
答えがある。

【監査論】

第1問

現行の財務諸表監査の基盤となっているリスク・アプローチに基づく監査に関する考え方を中心に問うている。

問題1

問1 財務諸表全体レベルで重要な虚偽表示リスクを識別し評価する必要性についての理解を問うている。

問2 固有リスクの評価が重視されるようになった理由についての理解を問うている。

問題2

問1 監査上の重要性の基準値の一般的な決定方法についての理解を問うている。

問2 監査上の重要性の基準値の決定に個々の監査人の判断が必要とされる理由についての理解を問うている。

問題3

問1 リスク評価手続において統制リスクを評価する際に、経営者へ質問しなければならない理由についての理解を問うている。

問2 運用評価手続の意義と、監査リスク・モデルとの関係の理解について問うている。

第2問

不正による財務諸表の訂正という例外的な状況において監査人の対応を問うことにより、監査業務の受嘱から、リスク評価・対応手続、意見（結論）表明までの全般的な理解を問う。

問題1

提示された状況を踏まえて、上場会社P社グループにおいて不正が発覚し、財務諸表の訂正が必要とされる場合に、監査人としてどのような対応が必要なのか、監査人の手続とその証拠の入手状況をイメージしつつ、それが四半期レビューの結論にどのような影響を与えるかの四半期レビュー報告に関する基本的な理解を問う。与えられた状況を整理しつつ、最低限、選択し得る四半期レビューの結論の類型を正確に記載し、その根拠が説明できるかがポイントとなる。

問題2

問1 訂正後の財務諸表の監査業務の新規受嘱の際に実施すべき品質管理手続は、通常の監査業務の受嘱の場合と何ら変わらない。この点が理解できているか、また、通常の

監査業務の受嘱の際の監査事務所の方針及び手続が理解できているかがポイントとなる。

問2 第三者委員会は、その専門性を有していることを考慮すると訂正後の財務諸表を作成するうえでの経営者の利用する専門家として位置付けられる。まずはこの点が理解できているかがポイントとなる。その上で、監査人が第三者委員会の調査結果を利用する場合における、経営者の利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価など監基報 500 に基づく手続に言及できるとよい。

問3 訂正後の財務諸表に対する監査報告書特有の事項があることを知らなくとも、監査報告の構成を理解していれば、「強調事項区分」又は「その他の事項区分」に記載することは解答できるものと思われる。記載事項については、監基報 706 の要求事項としては規定されておらず、事後判明事実への対応として監基報 560 に規定されていることに気付くことができれば、容易に解答を導くことができる。

